



「生きる」教育  
Education for Living

京都大学大学院教育学研究科 教育実践コラボレーション・センターE.FORUM

「『生きる』教育」プロジェクト

単元「子どもの権利条約って知ってる？」

授業用スライド(第2時)

※本授業用スライドは、別所美佐子先生はじめとする大阪市立生野南小学校（現・田島南小学校）の先生方によって開発された単元「子どもの権利条約って知ってる？」の実践を踏まえつつ、普及版として作成いたしました。作成にあたって、様々なご支援をくださった皆様に、感謝申し上げます。

※本授業用スライドは、SMBC京大スタジオにおける共同事業「貧困・格差・虐待の連鎖を乗り越える教育アプローチの研究開発と普及」（通称:「『生きる』教育」プロジェクト）の一環として作成いたしました。

# 第2時 子どもの権利条約を知ろう



**子どもの権利条約 40条は、**

**4つのグループに分けることができます。**

**その4つのグループとは？**

# 子どもの権利の4つのグループ

( ) 権利

子どもたちは、安全（あんぜん）な水や十分な栄養（えいよう）をとることができて、ふせげる病気などで命をうばわれないようにされないといけません。病気やけがをしたら治療（ちりょう）してもらえます。

# 子どもの権利の4つのグループ

## ( **生 き る** ) 権利

子どもたちは、安全（あんぜん）な水や十分な栄養（えいよう）をとることができて、ふせげる病気などで命をうばわれないようにされないといけません。病気やけがをしたら治療（ちりょう）してもらえます。

# 子どもの権利の4つのグループ

( ) 権利

子どもたちは、教育を受けることができます。また、休んだり遊んだりすること、さまざまな情報（じょうほう）を受けとることができます。

そして、自分の考えや信じることの自由がまもられ、自分らしく育つことができます。

# 子どもの権利の4つのグループ

## ( 育 つ ) 権利

子どもたちは、教育を受けることができます。また、休んだり遊んだりすること、さまざまな情報（じょうほう）を受けとることができます。

そして、自分の考えや信じることの自由がまもられ、自分らしく育つことができます。

# 子どもの権利の4つのグループ

( )権利

子どもたちは、「いろいろな種類（しゅるい）の差別（さべつ）」や「暴力（ぼうりょく）」、「おみやぎ働（はたら）かされる」ことからまもられなければなりません。

紛争下（ふんそうか）の子ども、障害（しょうがい）をもつ子ども、少数民族（しょうすうみんぞく）の子どもなどは、特別（とくべつ）にまもられます。



# 子どもの権利の4つのグループ

## ( **まもられる** )権利

子どもたちは、「いろいろな種類（しゅるい）の差別（さべつ）」や「暴力（ぼうりょく）」、「おみやぎ働（はたら）かされる」ことからまもられなければなりません。

紛争下（ふんそうか）の子ども、障害（しょうがい）をもつ子ども、少数民族（しょうすうみんぞく）の子どもなどは、特別（とくべつ）にまもられます。

# 子どもの権利の4つのグループ

## ( 参加する ) 権利

子どもたちは、自由に自分の意見（いけん）を表したり、集まってグループを作ったりして、自由な活動に参加（さんか）することが出来ます。

**では、**

**子どもの権利条約のないようをよく読んで、**

**「権利条約カード」**

**4つのグループに分けてみよう！**